

番号	1. ①②③
項目	<p>① 公共工事に於ける大型ダンプの標準積算の全国平均は、直接工事費で約 64,000 円、工事原価で約 82,000 円(税込み)です。直轄工事現場における単価の支払い実態を掌握し、少なくとも直接工事費を上回る単価の支払いを各受注業者へ指導して下さい。</p> <p>② 昨年成立した「第 3 次担い手 3 法」の成立後、現在中建審において審議中の「標準労務費の設定、運用」については、建設現場で働くダンプ・建設職人など「個人事業主」に支払われる「常用単価(経費込み)」も対象とするよう政府機関へ上申して下さい。</p> <p>③ 週休 2 日制では、日給制の車持ちダンプ労働者は月単位では減収となります。対応策として労務費補正係数を 1.15 に引き上げ、各発注工事現場において直接労働者へ支払われるよう具体策を講じて下さい。</p>
	<p>(回答)</p> <p>ダンプトラック運転費等の公共工事の積算につきましては、国土交通省・農林水産省で定める「公共工事設計労務単価」及び国土交通省監修の「建設機械等損料算定表」等を用いて算出しております。</p> <p>また、受注者に対して建設業法の下請負人保護に関する諸規定の主旨に基づいて法定福利費の適正な確保、下請代金の支払い等について適正に行うよう、工事請負入札参加有資格者に配付している文書である「建設工事の適正な施工の確保について」にて周知を行っております。</p> <p>本市では、令和 4 年 1 月の発注工事から週休 2 日を実施する場合に、週休 2 日工事に対応した必要経費の補正を行っております。また、受注者が下請け業者への支払を円滑にできるよう中間払いが可能な制度を導入するなど対策を講じております。</p>
担当	建設局 企画部 工務課 工事監理担当 電話:06-6615-6646

番号	2.	
項目	<p>公共工事で働く労働者の賃金・労働条件を確保するために公契約条例を早急に制定してください。</p> <p>その際、車持ちダンプ労働者や資材取引についても適用対象にして下さい。</p>	
<p>(回答)</p> <p>最低賃金をはじめとする労働条件の基準は、基本的には、国において必要な措置を講ずるべきと考えております。</p> <p>今後とも、公契約に関しては、国の動向だけでなく、他の自治体の動きにも注視しながら、適正な契約制度の確立に努めてまいります。</p>		
担当	契約管財局 契約部 制度課(契約制度グループ)	電話:06-6484-7062

番号	3. ①
項目	<p>貴自治体は、過去に使用していた国と同じ「現場説明書・指導事項」を改訂し、なぜ使用しなくなったのか要因を教えてください。引き続き下記の項目について要請します。</p> <p>① 早急に「現場説明書・指導事項」を作成し、「ダンプ規制法第 12 条団体等」である建交労加入ダンプに対して、個別現場で優先使用措置が取られるよう請負者を指導して下さい。「現場説明書・指導事項」を曲解し、遵守を怠る請負者に対しては、出先事務所や出張所の責任者から正確な指導をするよう事務連絡等の通知をして下さい。</p>
<p>(回答)</p> <p>「指導事項」にある「法第 12 条に規定する団体等への加入者の使用を促進すること。」は、民法第 521 条に規定されている「契約自由の原則」に反する可能性があります。</p> <p>このため本市としては特定の業者を指定し、優先する措置をとるのではなく、過積載防止のための指導を行っていくこととしております。</p> <p>① 本市では、「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」(ダンプ規制法)の目的に鑑み、受注者へ「当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用範囲は受注者の責任において行わなければならない。」「残土は迅速かつ過積載のないよう運搬処理し、工事現場又は路面上に放置してはならない。」旨を仕様書に記載する等により周知し、過積載防止をめざし、受注者への指導を強化してまいります。</p>	
担当	<p>大阪港湾局 計画整備部 工務課 工務担当 電話:06-6615-7803</p>

番号	4. ①
項目	<p>① ダンプ規制法(1967年制定)にもとづくダンプの登録実態や諸法規との整合性を踏まえて、「自家用ダンプの使用については、違法かどうかはケースバイケース(使用実態で判断)」と、国土交通省は見解を出しています。貴自治体発注工事において不当は自家用ダンプ(白ナンバー)の排除が発生しないよう関係職員及び受注者に徹底して下さい。</p>
<p>(回答)</p> <p>工事現場において、貨物自動車運送事業法に該当する運送を行う場合は、「事業用自動車(緑ナンバー)」を使用する必要があり、それに該当しない場合は、「事業用自動車」を使用しなくても問題ないと考えています。</p> <p>引き続き、受注者に対しては諸法令等を遵守し、適正に工事を実施するよう要請してまいります。</p>	
担当	大阪港湾局 計画整備部 工務課 工務担当 電話:06-6615-7803

番号	5. ①②③	
項目	<p>① 「ストックヤード運営事業者登録制度」にもとづいて登録されている県内のストックヤードの運営実態(搬出・搬入ダンプの運行状況、抜き打ち調査、ダンプへの支払い状況の確認)を把握し、不適切な事業者については登録抹消を適宜実施するよう管内の地整への申し入れをおこなって下さい。</p> <p>② 貴自治体の責任で適正に管理された処分場やストックヤードを確保して下さい。また、建設発生土処分は元請業者に最終処分場まで管理をさせるよう盛土規制法等の改正を国へ上申して下さい。</p> <p>③ 建設発生土の運搬については、ダンプ運転手に搬出先などの情報(名称・所在地、搬出量など必要書類)が書面にて通知されるよう措置すること。また、元請業者の責任において、トレーサビリティシステムまたは GPS 装置貸与等による追跡システムの構築及び実施について国へ上申して下さい。</p>	
(回答)	<p>国は、建設発生土の適正な管理を確保するため、ストックヤード運営事業者に対して報告・資料提出の請求、不正行為への勧告、法令違反時の登録抹消などの対応を行っていることから、制度運用は厳格に行われていると考えております。</p> <p>また、建設発生土処分につきましては、資源有効利用促進法や盛土規制法の改正により、元請業者には、搬出先の許可確認、受領書の交付・保管、最終搬出先までの記録保存、再生資源利用計画の作成・提出・現場掲示、運搬業者への計画通知などが義務づけられています。</p> <p>本市の公共工事における建設発生土の処理に関して、受注者に対し仕様書等を通じて関連法令を遵守し、建設発生土の適正処理と再資源化を図るよう指導しております。</p>	
担当	水道局 工務部 土木施設課(技術監理)	電話:06-6616-5530

番号	6. ①②
項目	<p>① 建設職人基本計画の主旨に基づいて、車持ちダンプ労働者など一人親方の就労者が「労災保険の特別加入制度」に加入するよう、関係省庁・業界団体等と連携して具体策を講じて下さい。</p> <p>② また、法定福利費を確保する立場に立ち、「一人親方労災保険料相当分」がダンプなど当該の就労者に直接支払われるよう措置を講じて下さい。</p>
<p>(回答)</p> <p>「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律」に基づき、平成 29 年 6 月に政府が策定した「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画」及び平成 31 年 3 月に大阪府が策定した「建設工事従事者の安全及び健康確保に関する大阪府計画」において、一人親方に対する労災保険の特別加入制度への加入促進等の徹底や周知・啓発が示されています。</p> <p>本市では、工事請負入札参加有資格者に配付している「建設工事の適正な施工の確保について」において、社会保険の加入促進について周知を行い、受注者に対して社会保険未加入下請業者への加入指導を行っております。</p> <p>また、本市の発注工事では、工事請負共通仕様書において「受注者は、火災保険、自動車保険、工事保険、組立保険、法定外の労災保険、その他の損害保険等に参加・付保しなければならない」と明記しております。</p> <p>受注者から「施工体制台帳」や「再下請負通知書」並びに「作業員名簿」を提出させ、社会保険の加入状況を確認しております。</p> <p>本市では、下請負業者には直接指導することはできませんが、受注者には建設業法の下請負人保護に関する諸規定の主旨に基づいて法定福利費の適正な確保、下請代金の支払い等について適正に行うよう要請しております。</p>	
担当	建設局 企画部 工務課 工事監理担当 電話:06-6615-6646

番号	7.
項目	<p>貴自治体の発注工事現場で働く車持ちダンプ労働者に対して、受注企業の責任で「建退共証紙」が貼付されるよう指導を徹底して下さい。</p> <p>工事を受注した各企業が実施している「新規入場者アンケート」の中に「建退共加入証明書及び手帳写し」を提出させ、「建退共制度」が二次以降の下請業者まで徹底されるよう指導して下さい。</p>
<p>(回答)</p> <p>本市における建設業退職金共済制度についての取り組みとしましては、経営事項審査書類の確認の際に同制度への加入の有無を審査しているとともに、大阪市入札参加資格を申請され、承認を受けられた方には、「建設工事の適正な施工の確保について」及び「建設退職金共済制度の活用について」の文書を個別に通知し、適正な労働条件の確保についても、「建設労働者の雇用にあたっては、建設業退職金共済制度の履行に努めること」と同文書に記載しております。</p> <p>個々の契約に際しては、同制度の履行の促進について指導していることをはじめ、一定規模以上の工事について、掛金収納書及び共済証紙の購入枚数の根拠を示す書類を提出させ、工事完成時において購入枚数と貼付枚数に差があるときは理由の報告を求めることとしています。</p> <p>工事成績採点にあたっては、これらの書類の提出等を評価の対象としております。</p> <p>また、工事現場においては、各下請負人の建退共加入の有無を確認した施工体制台帳を備えるとともに、各下請負人の施工の分担関係を表示した施工体系図や「建設業退職金共済制度適用事業主」の標識を掲示するように指導しております。</p> <p>今後とも、建退共制度のさらなる普及・履行の確保に努めてまいります。</p>	
担当	<p>水道局 工務部 土木施設課(技術監理) 電話:06-6616-5530</p>